

第6回「機能性表示食品広告審査会」結果報告

1. 日時：2023年12月25日（月） 13時～16時30分
2. 場所：公益財団法人 日本健康・栄養食品協会 3階会議室（WEB 併用）
3. 広告素材
 審査件数：39件（内訳）動画19件、新聞等8件、Web（LP）12件
 対象期間：2023年3月1日～6月30日（4ヶ月間）
 収集方法：企業に素材提供を依頼

4. 審査要領

外部専門家（第三者委員）4名と、協会会員企業で構成される「機能性表示食品広告部会」の代表3名の7名からなる審査委員会において、健康増進法等の関連法規、「健康食品に関する景品表示法及び健康増進法上の留意事項について」（平成28年6月30日 消費者庁）（以下、健食留意事項という。）、「機能性表示食品に対する食品表示等関係法令に基づく事後的規制(事後チェック)の透明性の確保等に関する指針」（消表対第518号、消食表第81号）（以下、事後チェック指針という。）および「『機能性表示食品』適正広告自主基準」（平成28年4月25日）（以下、適正広告自主基準という。）を審査指針とし、審査対象としたそれぞれの広告について、当該機能性表示食品の「届出表示」及び上記審査指針との適合性について精査した。

5. 審査結果

媒体 \ 判定	A	B	C	問題なし	合計
動画（VD）	0	1	2	16	19
新聞等（NP）	0	0	0	8	8
Web（LP）	0	1	5	6	12
合計	0	2	7	30	39
会社数と商品数	0社0商品	2社2商品	5社8商品	15社33商品	16社41商品

* 適合性に疑問のある広告については、当該企業に連絡し改善を促した。

注) 審査基準

- A 判定
- ・健康増進法等に抵触するもの、もしくは抵触するおそれのあるもの
 - ・「事後チェック指針」に著しく抵触^(*)するもの
 - ・「健食留意事項」に著しく抵触^(*)するもの
 - ・虚偽、機能性表示食品の届出範囲を超える表現など「適正広告自主基準」に著しく抵触^(*)するもの
- (*) 著しく抵触： ・1つの広告の中に抵触する箇所が複数ある。
 ・“疾病の治療に適合している”、“病者に適合している”など。
- B 判定
- ・「事後チェック指針」に抵触するもの
 - ・「健食留意事項」に抵触するもの
 - ・「適正広告自主基準」に抵触するもの
- C 判定
- ・「事後チェック指針」に抵触するおそれのあるもの
 - ・「健食留意事項」に抵触するおそれのあるもの
 - ・「適正広告自主基準」に抵触するおそれのあるもの
 - ・消費者に誤認を与えるおそれのあるもの

6. 第6回 機能性表示食品広告審査会 審査概評

公益財団法人 日本健康・栄養食品協会
機能性表示食品広告審査会 委員長 林 功

機能性表示食品は2015年の制度施行以来、8,000件を超える届出が公表されています。公益財団法人日本健康・栄養食品協会では、機能性表示食品の広告表現の適正化と向上を目的に、2018年から機能性表示食品広告審査会（以下、広告審査会という。）を毎年開催しています。このたび、2023年12月に開催した第6回広告審査会の結果を公表します。

〈広告審査会の概要〉

広告審査会は、4名の第三者委員と日本健康・栄養食品協会会員企業で構成される「機能性表示食品広告部会」の代表3名の7名からなり、健康増進法等の関連法規、健食留意事項、適正広告自主基準、事後チェック指針を審査指針として、審査対象の広告について、届出表示及び各審査指針との適合性を精査しています。第6回広告審査会では合計39件の広告（審査対象媒体：動画、新聞等、Web（LP））について審査いたしました。

〈第6回広告審査会の審査結果〉

審査指針への抵触の程度により、A、B、Cの3段階で判定した結果、A判定0件、B判定2件、C判定7件となりました。判定の対象となった主な広告表現は以下の通りです。

B判定 届出表示の範囲を超えた機能を誤認させる表現、製品自体に機能があると誤認させる表現

C判定 成分ではなく製品自体の機能と誤認させるおそれのある表現、届出表示の範囲を逸脱した機能を暗示させるおそれのある表現、公的な統計データの意味を誤認させるおそれのある表現、機能性関与成分以外の成分に効果効能があると誤認させるおそれのある表現、将来の疾病を予防できると誤認させるおそれのある表現、事実とは異なる印象を与えるおそれのある「日本初」や「〇〇部門1位」の表現、対象者の範囲を誤認させるおそれのある表現

昨年と同様、事後チェック指針や適正広告自主基準等に基づき、厳正に審査が行われました。BまたはC判定となった広告については、協会から当該企業に結果を通知し、広告表示の改善を促すとともに、全ての広告提供企業に対して、審査結果および広告審査会で指摘された今後の課題や参考意見を連絡しております。また、日本健康・栄養食品協会のホームページにて、商品名等を伏せた上で結果を周知することにより、会員だけでなく非会員にも今後の適正な広告作成の一助としていただくこととしております。なお、届出表示を切り出して（一部省略・簡略化等）強調する表現については令和5年6月に適正広告自主基準の改訂が行われ、より具体的な考え方が示されていますが、基準改訂前に放映・出稿された広告が審査の対象に含まれていたため、今回の審査会では判定を付けずに参考意見として各企業にお伝えしております。

〈広告審査会の今後について〉

消費者に機能性表示食品の届出表示を広告において正確に伝える上で、①届出表示を一部切り出す際のルール策定や②機能性の科学的根拠が「最終製品を用いたヒト試験」か「成分の研究レビュー」かを区別できるようにすること等が課題として挙げられていました。令和5年6月に適正広告自主基準が改訂され、これらの課題解決のために一定の方針が示されたことは大きな前進と感じております。今回の審査会では対象となった広告の出稿時期等から本件に関する指摘は参考意見に留めておりますが、第7回審査会からは判定の対象とする予定です。このように広告審査会では、事後チェック指針等の関連法規の考え方に即した望ましい広告表現のありかたを審査基準に都度反映させ、企業の皆様にわかりやすくお伝えするとともに、今後も審査の経験と実績を積み上げながら、届出企業の適正な広告活動を支援してまいります。届出企業におかれては、消費者に正しく伝わる広告表示になるよう、一層のご尽力をお願いいたします。

以上